

工場・事業場の排水規制

下水道には家庭からの生活排水だけでなく、工場・事業場の排水も流入しています。そこには様々な物質が含まれ、そのまま下水道に流すと下水道管などの下水道施設に悪影響を与える場合があります。

そのため、下水道施設の損傷等の防止や下水の処理機能の維持、水質保全のため、法律や条例で排水基準(下水の排除基準)を定めるとともに、次のような業務を行っています。

①届出の受付

特定施設(汚水発生施設)の構造や使用の方法、除害施設(排水処理施設)の概要など、工場・事業場の排水規制に関する届出を受け付けています。

届出内容を審査し、必要に応じて技術的なアドバイスや指導も行っています。

②工場・事業場への立入調査

工場・事業場に立ち入って排水の水質検査を行い、排水基準の遵守状況を確認しています。また、除害施設(排水処理施設)の稼働状況を確認し、適切な維持管理に向けたアドバイスを行っています。

また、下水道への不法投棄や、悪質な汚水を排出する工場・事業場に対しては、「改善命令」や「排水の一時停止命令」などの行政処分を行い、悪質な汚水の流入を防いでいます。

③下水道の水質監視

下水道のマンホールに水質計測器および自動採水器を設置し、下水道管を流れる下水の水質を常時監視しています。水質の異常が検知された場合には、自動採水器が下水を採水し、原因の究明に役立っています。

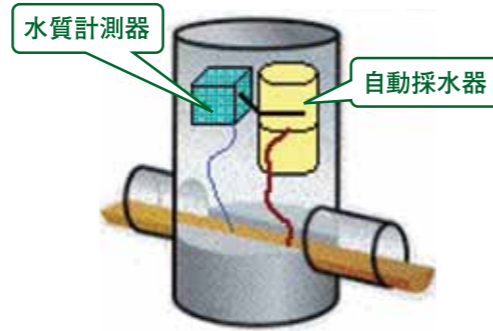


排水の水質調査



排水処理施設の稼働状況の確認

■マンホールの中の機器設置例



水質パトロール車

排水規制の項目 (主なもの)	下水道に与える影響
シアン	下水道管内の作業を危険にします。下水処理場での生物処理の機能が低下します。
農薬類	下水処理場での生物処理の機能が低下します。
重金属	
鉱物油	火災や爆発の危険性があります。下水道管が閉塞する原因となります。
動植物油	
水素イオン濃度 (pH)	下水道管が腐食します。他の排水と混合すると有害ガスが発生することがあります。
浮遊物質 (SS)	下水の流れが悪化し、下水道管が閉塞します。悪臭の原因にもなります。

大阪市内の下水処理場

大阪市では、下水の処理を12の処理区に分けて行っています。

一部の地域では、大阪府が所管する流域下水道で下水処理を行っています。

